

くろまぐろ型TACに関する大分県計画(試行)
(第3管理期間)

平成29年 8月30日 公表

第1 太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県において太平洋くろまぐろは、釣り漁業や定置網漁業を中心に漁獲されるが、資源状況がこれまでの最低水準付近になっている。
- 2 このため、同資源の保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図るために、国の基本計画により決定された漁獲可能量の本県の数量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- 3 漁獲可能量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、同資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- 4 また、漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、太平洋くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、本県水産研究部を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 5 太平洋くろまぐろの適切な保存及び管理を図るため、漁業者間の自主的取り決めを後押しし、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

第2 太平洋くろまぐろの漁獲可能量について大分県に定められた数量に関する事項

太平洋くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚 (以下「小型魚」という。)	0.6トン
太平洋くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚 (以下、「大型魚」という。)	国の基本計画第5の1の(2)に定めるように、我が国全体の漁獲量が5,132トンを超えないよう管理する。

第3管理期間に係るくろまぐろ型のTACに関する基本計画(試行)(以下「基本計画(試行)」という。)第3により、我が国の漁獲上限から差し引く必要がある場合には漁獲可能量の改定を行うこととされている。このため、基本計画(試行)の第5のくろまぐろの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項が改定された場合には、本県計画の第2の本県に定められた数量を改定するものとする。

本県の小型魚の割当数量は全量を、漁船漁業等に割り当てる数量とし、当該数量については、本県とともに岩手県、宮城県、新潟県、富山県、福井県、愛知県、大阪府、岡山県、広島県、香川県、佐賀県及び沖縄県が漁船漁業等の広域管理を行うこととするが、これらの都道府県における漁船漁業等による漁獲量の積み上げにより、広域管理に参加する都道府県の漁船漁業等の割当数量の合計値 7.94 トンを超えるおそれが著しく大きいと認めるとき(構成都道府県の漁船漁業等の割当数量の合計値の9割を超えた時点をいう。)には、本県が漁船漁業等の割当数量を消化していない場合であっても、その時点における本県の漁獲実績をもって、本県の漁船漁業等の割当数量とする。これにより割当数量が変化するのであわせて、本県の数量も変化するものとする。

小型魚について、全国において、3423.5 トンの数量を超えたときには、本県に定める小型魚の数量が消化されていなくとも、又は漁船漁業等の広域管理数量が消化されていなくとも、その時点における当該都道府県における採捕の実績をもって、本県の小型魚の数量とする。

第3 太平洋くろまぐろの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

定めなし

第4 太平洋くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

1. 本県では、第2及び第3に示した知事管理数量を遵守するため、以下の管理措置を講ずるものとする。
 - (1) 目的操業は自粛する。
 - (2) 生存個体は放流する。
 - (3) 放流した場合は、漁業者ごとの記録を求め、履行を確認する。
 - (4) 真にやむを得ない混獲で放流が困難な場合は水揚げし、漁獲報告を正確かつ速やかに行う。
- ※ 定置網漁業については、これまでの本県の実績から漁獲量が積み上がることは想定し得ないが、定置網への入網がある場合は、生存個体の放流を徹底しつつ、それぞれの漁獲状況に応じて、漁獲上限を超えないようにするための取組を行う。
2. 漁獲量の報告は、沿岸くろまぐろ漁業(広域漁業調整委員会指示による承認制)、定置網漁業、その他の漁業(混獲等)別に管下の漁業協同組合分(漁業協同組合に所属していない漁業者については直接報告を求めるなど別途個別対応)の漁獲量報告を取りまとめ、小型魚・大型魚ともに一般社団法人漁業情報サービスセンターに報告する。

報告頻度は、月末締め翌月末までの報告を基本とし、漁獲状況に応じて報告頻度をあげていくこと(概数報告)とする。なお、漁獲が積み上がった場合の頻度は第5に定める報告体制により行うこととする。

3. 第2及び第3に示した知事管理数量の消化状況に応じて、7割で注意報、8割で警報を発出し、超過の際は操業自粛を要請するとともに、関係漁協及び漁業関係者への周知及び指導方を行うものとする。
4. 水産庁は漁船漁業等の広域管理に参加する都道府県のそれぞれの割当数量の合計数量が、7割に達した段階で「注意報」、8割に達した段階で「警報」、9割に達した際は操業自粛要請を各都道府県に対して発出することとし、本県はこれに応じ、関係漁協及び漁業関係者への周知及び指導方を行うものとする。
5. 遊漁者及び遊漁船業者に対して、以下の取組みを行う。
 - (1) 漁業者の取組について周知を図る。
 - (2) 漁業者に対して警報等を発出した場合には、速やかに状況提供を行い、漁業者の取組に歩調を合わせた対応を要請する。
 - (3) 漁業者に対して操業自粛要請を発出した場合には、遊漁に対しても操業自粛要請を発出する。

第5 その他太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

1. 第2及び第3に示した知事管理数量又は漁船漁業等の広域管理の別に、参加する都道府県のそれぞれの割当数量の合計数量が積み上がった場合には、次のとおりの頻度・体制で報告を求め、漁獲状況を把握することとする。
 - ① 7割を超え9割に達するまで:月2回(1～15日、16日～末日)
 - ② 9割を超えた場合:月3回(1～10日、11～20日、21日～末日)
2. 上記に基づく報告を求めた場合には、速やかに、集計値を漁協等県内関係者へフィードバックするとともに、水産庁に通知する。